

○ 悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づく規制地域及び規制基準

平成18年1月27日

告示第103号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条及び第4条の規定により市長が設定する規制地域及び規制基準を次のとおり告示し、平成18年4月1日より施行する。

なお、昭和48年大阪市告示第436号は、平成18年4月1日をもって廃止する。

第1 規制地域 大阪市の区域

第2 規制基準

1 敷地境界線における規制基準 臭気指数 10

2 排出口における規制基準

(1) 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、10以上でなければならない。

一 排出口の実高さが15メートル以上の施設

アに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

ア $q_1 = 60 \times 10^{0.7745} / F_{max}$

この式において、 q_1 及び F_{max} はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_1 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）

F_{max} 悪臭防止法施行規則別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度零度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x （単位 メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

イ アに規定する F_{max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

① 2(2)に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

② 2(2)に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合 排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、

環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

二 排出口の実高さが15メートル未満の施設

次の式により算出される排出ガスの臭気指数

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10$$

これらの式においてI、K及びH_bは、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ（単位 メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の実高さの1.5倍
10以上であって排出口の実高さ（単位メートル）の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍

(2) 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ（単位 メートル）とする。

$$H_i = H_o + 2 (V - 1.5) D$$

この式において、H_i、H_o、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i 初期排出高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

D 排出口の口径（単位 メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円形とみなしたときの直径とする。）